

1. 寄附者が個人の場合

次のいずれか低い金額 - 2,000円 = 寄附金控除額

イ. その年に支出した特定寄附金の額の合計額

ロ. その年の総所得金額等の40%相当額

2. 寄附者が法人の場合

(1) 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等

次に掲げる金額の合計額2分の1に相当する金額

イ. その事業年度終了の時における資本金額等の額(0に満たない場合は0とする。)を12で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した1000分の3.75(注1)に相当する額。

ロ. その事業年度の所得の金額の100分の6.25(注2)に相当する金額

(2) 普通法人、協同組合等及び人格のない社団のうち資本又は出資を有しないもの、一般財団法人及び一般社団法人(非営利型法人に該当するものに限る)並びにNPO法人(認定NPO法人を除く)などのみなし公益法人等

その事業年度の所得の金額100分の6.25(注2)に相当する額

(注1) 平成24年3月31日以前に開始する事業年度は1000分の2.5に相当する金額

(注2) 平成24年3月31日以前に開始する事業年度は100分の5に相当する金額

参考URL(国税庁HPより)

No.1150 一定の寄附金を支払ったとき(寄附金控除)[平成27年4月1日現在法令等]

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>

No.5283 特定公益増進法人に対する寄附金[平成27年4月1日現在法令等]

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>